

第6章 ロードサービス運搬費用特約

(特約の適用)

第1条 本組合は、自動車共済証書にこの特約を適用することが記載されている場合に適用します。

2. 共済契約者がこの特約の適用を受けようとする場合は、本組合と締結するすべての対物賠償共済契約（A種工作車・バス・二輪自動車・原動機付自転車を除きます。）にこの特約を付帯しなければなりません。

(本組合の支払責任)

第2条 本組合は、自動車共済証書にこの特約を適用することが記載されている自動車（以下「共済契約自動車」といいます。）に直接生じた偶然な事象に起因して、共済契約自動車が自力で移動することができなくなった場合に限り、被共済者が応急処置費用および運搬費用を負担したことによって被る損害について、この特約に従いロードサービス運搬費用共済金（以下この特約において「共済金」といいます。）を支払います。

2. 本組合は、共済契約自動車がけん引する被けん引自動車のパンク、脱輪およびその脱輪による損傷によって、共済契約自動車がその被けん引自動車をけん引して移動することができなくなった場合に、被共済者が被けん引自動車の次項第1号（ハ）および（ニ）並びに第2号の費用を負担したことによって被る損害について、共済金を支払います。

3. この特約において、応急処置費用および運搬費用は、次の各号に該当する費用（付随して発生した現場清掃の費用を被共済者が負担した場合は、その費用を含みます。）をいいます。

(1) 応急処置費用

共済契約自動車が自力で移動することができなくなった場所において、共済契約自動車を自力で移動できる状態にするために要した次のいずれかの費用。ただし、本組合が必要と認める費用に限りです。

(イ) バッテリーのジャンピングおよびそれに付随する費用

(ロ) 鍵開け（シリンダーインロック解錠）

(ハ) 脱輪時の路面への引上げ

(ニ) タイヤパンク時のスペアタイヤの交換およびそれに付随する費用（チェーン着脱を除く）

(ホ) 冷却水補充、ボルトの締付け、バルブ、ヒューズ取替え

(2) 運搬費用

共済契約自動車が自力で移動することができなくなった場所から、もよりの修理工場もしくは本組合の指定する場所まで運搬するのに要した費用。

4. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する期間に前項第1号の応急処置および前項第2号の運搬が行われた場合は、そのために要した費用は支払いません。

(1) 共済期間が満了した時以後の期間

- (2) 共済契約自動車の自動車検査証に記載された有効期間の満了する日の翌日以後の期間。ただし、共済契約自動車が道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条（自動車の検査および自動車検査証）第1項の自動車である場合に限りです。

(被共済者)

第3条 この特約における被共済者は、次の者とします。

- (1) 共済契約者
- (2) 共済契約自動車の所有者

(共済金を支払わない損害－1)

第4条 本組合は、次のいずれかの事由によって生じた損害については共済金を支払いません。

- (1) 次に掲げる者の故意または重大な過失
 - (イ) 被共済者または共済金を受け取るべき者（これらのものが法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）
 - (ロ) 所有権留保条項付売買契約に基づく共済契約自動車の買主、または貸借契約に基づく共済契約自動車の借主（これらのものが法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）
 - (ハ) 上記（イ）および（ロ）に掲げる者の法定代理人
 - (ニ) 上記（イ）および（ロ）に掲げる者の業務に従事中の使用人
 - (ホ) 上記（イ）および（ロ）に掲げる者の父母、配偶者または子
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (3) 地震、噴火、または津波
- (4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性、その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (6) 第2号から第5号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (7) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- (8) 詐欺または横領
- (9) 共済契約自動車を競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために使用している場合、または競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用している場合に生じた事故
- (10) 共済契約自動車を次のいずれかに該当する路面などにおいて使用したことが走行不能の直接の原因となっている場合。ただし、共済契約自動車に走行不能の直接の原因となるべき故障、脱輪その他の原因が生じている場合を除きます。
 - (イ) 積雪のある路面または凍結した路面
 - (ロ) 降雨、降雪、融雪等による一時的な水たまり、ぬかるみ
 - (ハ) 轍

(二) 砂地、湿地、沼地、その他これらに類する軟弱な地盤

- (1 1) 共済契約自動車の盗難。ただし、共済契約自動車の部分品または付属品のみの盗難を除きます。
- (1 2) 共済契約自動車の鍵の紛失
- (1 3) 共済契約自動車の燃料切れ
- (1 4) 共済契約自動車を運搬するために必要とする共済契約自動車に積載されていた積載物を荷下すための費用およびその積載物の運搬または保管のための費用

(共済金を支払わない損害－2)

第5条 本組合は、次の者が法令に定められた資格を持たないで共済契約自動車を運行(注1)している場合または酒気を帯びもしくは麻薬等を使用して共済契約自動車を運行している場合に生じた損害については共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者(これらの者が法人である場合は、その理事、取締役、または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。)
 - (2) 所有権留保条項付売買契約に基づく共済契約自動車の買主、または貸借契約に基づく共済契約自動車の借主(これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。)
 - (3) 前2号に掲げる者の法定代理人
 - (4) 第1号および第2号に掲げる者の業務に従事中の使用人
 - (5) 第1号および第2号に掲げる者の父母、配偶者または子
- (注1) 運転に限らず、クレーン、玉掛け、フォークリフトなど、固有の装置の操作に資格が必要な場合を含みます。

(他の共済契約または保険契約がある場合)

第6条 他の共済契約または保険契約がある場合であっても、本組合は、この特約により支払うべき共済金の額を支払います。

- 2. 前項の規定にかかわらず、他の共済契約または保険契約により優先して共済金または保険金が支払われる場合または既に共済金もしくは保険金が支払われている場合には、本組合は、それらの合計額を、共済契約者が負担した第2条(本組合の支払責任)第3項に定める費用から差し引いた額に対してのみ共済金を支払います。
 - 3. 第1項の規定により、共済金を支払った場合においては、保険法(平成20年法律第6号)第20条(重複保険)第2項の規定により、他の共済者または保険者に対して求償するものとします。
- (注) それぞれの共済契約または保険契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。

(共済金の請求)

第7条 本組合に対する共済金請求権は、被共済者が第2条(本組合の支払責任)第3項に定める費用を負担した時から、これを行使することができるものとします。

- 2. 被共済者が共済金の支払を請求する場合は、次の各号の書類または証拠のうち、本組合が求め

るものを本組合に提出しなければなりません。

(1) 共済金の請求書

(2) 共済契約自動車が自力で移動することができなかった事実、応急の処置または陸送車等による運搬の事実、日付および費用を確認できる書類または証拠

(3) その他、本組合が必要と認める書類または証拠

3. 被共済者が正当な理由がなく前項の規定に違反した場合または前項に規定する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合には、本組合は、それによって本組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(現物による支払)

第8条 本組合は、被共済者の損害の全部または一部に対して、被共済者の同意を得て、共済契約自動車に対する応急の処置、陸送車等による共済契約自動車の運搬等、共済金の支払いと同等のサービスの提供をもって、共済金の支払いに代えることができます。

(共済金の支払)

第9条 本組合は、被共済者が負担した第2条（本組合の支払責任）第3項に定める費用の合計額を、自力で移動することができなくなった状態1回につき15万円を限度に共済金を支払います。

2. 前項の費用のうち回収金がある場合は、本組合は実際に発生した費用の額から回収金の額を差し引いて共済金を支払います。

3. 自動車共済約款車両条項（以下「車両条項」といいます。）第7条（修理費）第2項に基づく共済金（以下「車両共済の運搬費用等」といいます。）の支払いが可能な場合は、この特約に基づく共済金を優先して支払い、重複して支払いません。ただし、第1項の共済金限度額を超過することにより、第2条（本組合の支払責任）第3項に定める費用の全額もしくは一部の費用を支払うことができない場合は、その不足分を車両共済の運搬費用等で支払います。

(代位)

第10条 損害または費用が生じたことにより被共済者または共済金請求権者が損害賠償請求権その他の債権（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。）を取得した場合において、本組合が第2条（本組合の支払責任）の共済金を支払った場合は、その債権は本組合に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

(1) 本組合が損害の額または費用の全額を共済金として支払った場合

被共済者または共済金請求権者が取得した債権の全額

(2) 前号以外の場合

被共済者または共済金請求権者が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額または費用を差し引いた額

2. 前項第2号の場合において、本組合に移転せずに被共済者または共済金請求権者が引き続き有する債権は、本組合に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(準用規程)

第11条 この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この共済契約の自動車共済約款およびこれに付帯する他の特約の規定を準用します。

(支払共済金の算出方法)

第12条 この特約により支払った共済金については、「共済掛金及び責任準備金の算出方法書（以下、算出方法書といいます）」に定める割引・割増の算出に係る支払共済金には算入しません。

2. 本組合が、第9条（共済金の支払）第3項本文により優先して支払われる共済金および車両条項第7条（修理費）各項の修理費に対する車両条項に基づく共済金を支払い、かつ、第10条（代位）および一般条項第26条（代位）により本組合に移転した債権を回収した場合には、当該車両条項に基づく共済金からその全ての回収金を差し引いた金額を算出方法書に定める割引・割増の算出に係る支払共済金として扱います。ただし、当該支払共済金がマイナスとなる場合であっても、当該支払共済金をゼロとして扱い、他の支払共済金を差し引くものとしては扱いません。

附 則

1. この特約は、行政庁の認可の日から施行し、令和4年8月1日以降から適用する。
2. この改正（第1条から第12条）は、行政庁の認可の日から施行し、令和5年8月1日以降から適用する。